○**国土交通省令第四十三号**

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月三十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

（国土交通省組織規則の一部改正）

第一条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公文書監理・情報公開室並びに企画官、企画調整官、地方企画調整官及び総務調整官）	（公文書監理・情報公開室並びに企画官、企画調整官、地方企画調整官及び総務調整官）
第六条　総務課に、公文書監理・情報公開室並びに企画官十四人、企画調整官十一人、地方企画調整官一人及び総務調整官二人を置く。	**第六条**　総務課に、公文書監理・情報公開室並びに企画官十三人、企画調整官十一人、地方企画調整官一人及び総務調整官二人を置く。
2～7　（略）	2～7　（略）
（企画調整官、運輸安全調査官、安全防災対策官及び交通緊急災害対策派遣官）	（企画調整官、テロ対策官、運輸安全調査官、安全防災対策官及び交通緊急災害対策派遣官）
第十一条の二　大臣官房に、企画調整官二人、運輸安全調査官及び安全防災対策官一人並びに交通緊急災害対策派遣官五十五人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。	**第十一条の二**　大臣官房に、企画調整官二人、テロ対策官、運輸安全調査官及び安全防災対策官一人並びに交通緊急災害対策派遣官五十五人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。
2　企画調整官のうち一人は、命を受けて、危機管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。	2　企画調整官のうち一人は、命を受けて、危機管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（テロ対策官の所掌に属するものを除く。）を助ける。
3　（略）	3　（略）
（削る）	4　テロ対策官は、命を受けて、危機管理官のつかさどる職務のうちテロ対策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。
4～10　（略）	5～11　（略）

（国土管理企画室及び国土政策企画官）

第三十八条の二　総合計画課に、国土管理企画室及び国土政策企画官二人を置く。

2・3　（略）

4　国土政策企画官は、命を受けて、総合計画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務を分掌する。

（国際展開推進官及び国際連携調整官）

第四十二条の二　国際市場課に、国際展開推進官及び国際連携調整官それぞれ一人を置く。

（削る）

2～4　（略）

（専門工事業・建設関連業振興室及び建設キャリアアップシステム推進室）

第四十三条の四　建設市場整備課に、専門工事業・建設関連業振興室及び建設キャリアアップシステム推進室を置く。

2・3　（略）

4　建設キャリアアップシステム推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設キャリアアップシステムに関する企画及び立案並びに普及の促進に関すること。

二　建設業者及び建設コンサルタントの労働力の調達に関する企画及び立案並びに指導に関すること（国際市場課の所掌に属するものを除く。）。

三　直轄事業における労働力の調達の円滑化に関する調整及び指導に関すること。

四　直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に関すること。

5　建設キャリアアップシステム推進室に、室長を置く。

（国土管理企画室及び国土政策企画官）

第三十八条の二　総合計画課に、国土管理企画室及び国土政策企画官一人を置く。

2・3　（略）

4　国土政策企画官は、命を受けて、総合計画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

（国際市場企画官、国際展開推進官及び国際連携調整官）

第四十二条の二　国際市場課に、国際市場企画官、国際展開推進官及び国際連携調整官それぞれ一人を置く。

2　国際市場企画官は、命を受けて、国際市場課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3・4　（略）

（専門工事業・建設関連業振興室）

第四十三条の四　建設市場整備課に、専門工事業・建設関連業振興室を置く。

2・3　（略）

（新設）

（新設）